

■議案第5号 字の区域及び名称変更について

【要旨】

土地改良法に基づく四万十窪川地区県営中山間地域総合整備事業を実施したことにより大字向川の字の区域及び名称の変更の必要が生じたもので、この変更を行うことについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

【変更地区一覧】

大字	事業名
向川	土地改良法に基づく四万十窪川地区県営中山間地域総合整備事業